

西条市地域公共交通再編実施プラン策定支援業務委託
事業者選定委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 西条市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が実施する西条市地域公共交通再編実施プラン策定支援業務に当たり、その委託事業者を適正に決定するために地域公共交通再編実施プラン策定支援業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 選定委員会は、委託する調査業務に係るプロポーザル応募者の提案について審査を行い、優秀な提案を選定するものとする。

（組織）

第3条 選定委員会は、協議会の委員のうちから、7人以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（委員長等）

第4条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、選定委員会を主宰し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 選定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見徴収等）

第6条 委員会は、その所掌事務の遂行のため必要があると認めるときは、選定委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

（庶務）

第7条 選定委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年 月 日から施行する。
- 2 この要綱は、西条市地域公共交通再編実施プラン策定支援業務委託事業者を選定した日にその効力を失う。

別表

所 属	役 職	氏 名	備 考
西条市	副市長	真鍋 和年	委員長
西条市	企画情報部長	藤岡 正	
西条市連合自治会	会長	田口 勝三	副委員長
瀬戸内運輸株式会社	専務取締役	門田 正孝	
せとうち周桑バス株式会社	取締役社長	越智 文隆	
愛媛県ハイヤー・タクシー協会	会長	渡部 光男	